

議案第 37 号

豊橋市民館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

令和 5 年 6 月 28 日提出

豊橋市教育委員会  
教育長 山 西 正 泰

豊橋市民館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第 号

豊橋市民館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

豊橋市民館設置及び管理に関する条例施行規則（昭和55年豊橋市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前								
<p>（開館時間及び使用時間）</p> <p>第2条 <u>生涯学習センター</u>（<u>南稜生涯学習センター</u>を除く。以下同じ。）及び前芝校区市民館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（休館日）</p> <p>第3条 市民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。</p>	<p>（開館時間及び使用時間）</p> <p>第2条 <u>地区市民館</u>（<u>南稜地区市民館</u>を除く。以下同じ。）及び前芝校区市民館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（休館日）</p> <p>第3条 市民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。</p>								
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>休館日</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>生涯学習センター</u>及び</td><td>（略）</td></tr></tbody></table>	名称	休館日	<u>生涯学習センター</u> 及び	（略）	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>休館日</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>地区市民館</u>及び前芝校</td><td>（略）</td></tr></tbody></table>	名称	休館日	<u>地区市民館</u> 及び前芝校	（略）
名称	休館日								
<u>生涯学習センター</u> 及び	（略）								
名称	休館日								
<u>地区市民館</u> 及び前芝校	（略）								

前芝校区市民館	区市民館
(略)	(略)
<p>(使用の承認申請手続)</p> <p>第4条 条例第5条第1項の規定により、市民館の使用承認を受けようとする者は、使用しようとする日の属する月前<u>2月</u>(<u>収益を目的として入場料又は会費の類を徴収する場合及び収益を目的として企業活動に使用するために使用承認を受けようとする者</u>にあつては、1月)から使用期日前5日までに、使用承認申請書(様式第1号)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、教育委員会が教育委員会の定める特別の事由に該当すると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(使用の承認申請手続)</p> <p>第4条 条例第5条第1項の規定により、市民館の使用承認を受けようとする者は、使用しようとする日の属する月前<u>1月</u>から使用期日前5日までに、使用承認申請書(様式第1号)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、教育委員会が教育委員会の定める特別の事由に該当すると認めるときは、この限りでない。</p>
2 (略)	2 (略)

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

豊橋市民館使用承認申請書 年 月 日 指定管理者 様 申請者 住所 氏 名 電話 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) 下記のとおり市民館を使用したいので申請します。 記			
使 用 目 的			
使 用 施 設	豊橋市 生涯学習センター 校区市民館		
使 用 室 名			
使 用 日 時	年 月 日 午 時から 年 月 日 午 時まで		
利 用 人 員	人	利 用 責 任 者	
収益を目的とした入場料 又は会費の類の有無	有 ・ 無	収益を目的とした 企業活動の有無	有 ・ 無
行 事 の 内 容			
備 考			



様式第3号（第6条関係）

<p>豊橋市民館使用料減免申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>豊橋市長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">(法人の場合は、名称及び代表者氏名)</p> <p>下記とおりに使用料を減額免除してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
減免を受けようとする事由及びその額	
使用日時	年 月 日 午 時から 年 月 日 午 時まで
使用施設	豊橋市 生涯学習センター 校区市民館
使用室名	
利用人員	
備考	

様式第4号（第7条関係）

豊橋市民館使用承認取消願 年 月 日 指定管理者 様 住所申請者氏名 （法人の場合は、名称及び代表者氏名） 下記のとおり使用承認を取り消してください。 記				
取消しを受けようとする事由				
使用日時	年 月 日	午 時から		
	年 月 日	午 時まで		
使用施設	豊橋市 生涯学習センター 校区市民館			
使用室名				
使用承認年月日	年 月 日	承認番号	第号	
備考				

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の豊橋市民館設置及び管理に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている様式第1号、様式第3号及び様式第4号は、改正後の豊橋市民館設置及び管理に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定に基づいて提出された様式とみなす。
- 3 この規則の施行の際、改正前の規則の規定により調製されている様式第1号から様式第4号までは、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。